

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：数量指示売買に関する判例の分析

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：西内康人

所属：京都大学

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

民法の担保責任の規定は、特定物売買の不完全履行についても履行利益賠償を認める、いわゆる契約責任説をベースとした大きな改正を控えている。このような改正法のもとで問題となるのは、担保責任の一つである土地の数量指示売買につき履行利益賠償を否定した最判昭和 57・1・21 民集 36・1・71（以下、昭和 57 年判例）が民法改正後、賠償範囲論につきどのように扱われるのか、である。

そして、本稿の主題は、上記判例の射程をよりよく説明するためには、経済分析が有用なのではないか、ということである。具体的には、二つの理由がある。

第一に、履行利益賠償を原則として否定した上記判例の準則は、債務不履行の経済分析における履行利益賠償の意義に適合的だと考えられるからである。すなわち、一方で、非効率な契約違反を妨げるために、買主側の費用を売主側に内部化させることが、つまり、履行利益賠償を売主から買主に認めることが、通常は売主の行為統制を通じた効率的な取引を招く条件となる。他方、上記判例で問題となった数量指示売買における数量不足は、統制すべき売主の行為が考えづらく、したがって、このような履行利益の機能が実現されない契約違反の典型例だと考えられるのである。関連して、上記判例の事案では、抽象的には、土地面積にかかる測量ミスを売主側の過失として理解することが可能であるところ、これを帰責事由として理解としても、この帰責事由が履行利益賠償に適合的ではないこと

を示したと見ることができる。

第二に、民法学説における契約責任説も、履行利益賠償の制限に関して上述の見解と同様の結論を導くことができるものの、射程が不明確だからである。たとえば、ある見解は上記判例の意義につき、数量の確保という一定の結果を実現するという「売主の履行義務の具体的内容に応じて、損害賠償の範囲が異なってくることを意味している」と解している（森田宏樹・ジュリ別冊 224 号 105 頁）。しかし、このような意味での数量確保がなぜ履行義務の内容にならないのかは明確ではない。そのため、このような数量確保が履行義務の内容になるのはどのような場合か、という裏の問題に解答することが困難である。

したがって、売主側の行為を統制するために賠償範囲論を判例が用いている可能性を示す一例として、本稿では数量指示売買を分析するものである。